

## スキャンツールの導入補助事業を開始します

～トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金～

経済産業省資源エネルギー庁との連携により、自動車の整備技術の高度化を図る目的で、スキャンツール<sup>※</sup>導入に係る補助対象事業者を公募いたします。

※車載コンピュータに接続することで、自動車の電子機器の目では見えない故障や劣化を把握するとともに整備作業のサポートができる整備機器

### 1. 公募期間

平成29年7月24日（月）～10月31日（火）

※ただし補助申請の合計額が予算額に達した場合公募期間内であっても公募は終了いたします。また、公募期間内であっても交付決定を先着順により順次実施します。

### 2. 補助対象事業者

- ①道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
- ②道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者

### 3. 事業内容

- ・補助対象事業者に対して、診断結果をPC等に外部出力できるなど一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助（補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外）
- ・補助対象事業者は20台以上にスキャンツールを使用して診断結果等を報告

### 4. 申請方法等

対象となる機器及び公募要領等その他詳細につきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

(<http://www.pacific-hojo.jp/>)

#### 今年度の補助事業のポイント（変更点）

- ・補助上限額は、1事業場あたり15万円（昨年度は1事業場あたり10万円）。
- ・タブレット等の情報端末と連携することにより機能するスキャンツールの場合は、当該情報端末も補助対象として計上可。
- ・スキャンツールは、診断結果等をPCやメモリーカード等に外部出力可能なものであること。
- ・公募期間内であっても交付決定を先着順により順次実施。

【問い合わせ先】（※申請方法等はパシフィックコンサルタンツ株式会社へお尋ねください。）

自動車局整備課 村井、奥村

TEL：03-5253-8111(代表) (内線42-414) 03-5253-8599(直通) FAX：03-5253-1639